

地域再生計画

1. 地域再生計画の申請主体の名称

愛知県海部郡蟹江町

2. 地域再生計画の名称

水郷の里“蟹江”再生計画

3. 地域再生の取組を進めようとする期間

認定の日～平成20年度

4. 地域再生計画の意義及び目標

(1) 地域特性

蟹江町は、愛知県の西南部に位置し、東は名古屋市、北は津島市、七宝町、西は佐屋町、南は十四山村、飛島村に接している。大都市名古屋から鉄道(近鉄またはJR)でわずか10分の距離に、大小の川や水路がめぐる水郷の里・蟹江町が広がっている。

町内には蟹江川・日光川・福田川が南北に流れ、それぞれが伊勢湾に注いでいる。人口36,709人(平成16年10月現在)で行政総面積の11.10平方キロメートル全域が海拔0メートル地帯である本町は、かつては大小の河川面積が総面積の4分の1を占める地域特性をもっていた。

戦国時代から伊勢湾の海上交通路の要衝地として栄え、江戸時代には蟹江港(現在の舟入地区)に百石船が入港し、両岸には倉庫が連なり、水運を中心とした経済活動が展開されていた。

また、古くは漁業が盛んで、明治の最盛期には舟入地区には300戸もの漁家があったが伊勢湾台風後、漁業協同組合は解散し、現在は蟹江川沿いに建つ記念碑が当時の面影を残すのみである。

かつてこの町を流れた豊かな水環境は、農耕の利水、飲み水、舟運、漁業にとさまざまに利用され、人々の暮らしと深く結びついてきた。昭和17年、この町を訪れた文豪吉川英治は、当時の情緒あふれる水郷景観に出会い、「東海の潮来」と賞賛し、この地をいつくしんだといわれている。

しかし、高度経済成長による都市化の波は、蟹江の水郷環境や自然の営みを一変させた。わずか30年足らずの間に、川は汚れ、水辺の生き物が姿を消し、かつての面影がほとんど失われてしまった。

過去、港があったこと、また、物流動脈に水運を利用し、その中継地として醸造業などが立地した歴史があり、今日でも蟹江川をはじめ佐屋川、日光川、大膳川、善太川、福田川などの河川が流れており、川と生活が密接に関係していた面影を残している。

また、本町は低湿な平地が大半の地形で、全体が海拔0m地帯となっており、伊勢湾台風の折りには大きな被害を受けた。

その後、本町は名古屋大都市圏の一角として発展し、近鉄名古屋線、JR関西本線や東名阪自動車道、国道1号など、東西の交通幹線が通り、名古屋都心へは至便であり、増大する住宅需要を受け入れてきた。このため、本町は土地区画整理事業を推進して良好な居住環境を形成することに努力してきた。

一方、小河川などの水郷を感じる景観は減少してきたが、それでも大きな河川や川にちなむ祭り、食べ物など、生活文化に水郷の雰囲気強く残っている。

これからの成熟社会に向けては、人々が住み続けることや、本町出身の人が戻ってくるような故郷や心の豊かさを高めることができるまちづくりが重要であり、川や水辺と融合している地域特性を大切にすることも今まで以上に求められている。

吉川英治が「東海の潮来」とたたえた蟹江町は、このような歴史的背景と地域特性を活かし、「人の和と暮らし豊かな水郷文化のふるさと」を目標に「表情豊かないきいき小都市(こまち)」を目指している。

(2) 水郷の里“蟹江”再生の意義

川は、人々にうるおいを与えてくれる自然の風物であり、まちづくりの大切な要素である。このかけがえのない財産を、町ぐるみで守っていかなければならない。そして、新しい“人と水とのかかわり”を育みながら、蟹江の水郷環境をよみがえらせ、次の世代に引き継いでいかなければならない。

そこで、次のような目標に立って、暮らしの豊かな水郷文化のふるさと「水郷の里“蟹江”再生計画」の実現を目指す。

本町のまちづくりにとって、美しい「かわ(川)」があってこそ、優しくたくましい「ひと(人)」がいてこそ、21世紀のまちが成り立つ。古来より、集落や町の多くは、水のある所に発達してきた。それは生命維持に欠かせないばかりか、稲作に、物資の輸送に、またエネルギー源にと、人々の暮らしや文化を大きく支えてきた。これからも、水は生活や文化を支える原動力であることは変わりなく、それを深く認識し、それぞれの川に合った付き合い方を展開していかなければならない。

川や水辺が持ついろいろな表情をさらに豊かにするとともに、町民がその表情を見つめて、みんなで蟹江町の良さをもっと語り合い、より良いまちづくりを進める必要がある。

「蟹が多く生息していた」というような蟹江の意味を大切にし、自然や環境のあり方を見つめ直して、新たな時代の人間と川とのかかわりを探る。

川とともに花や緑を皆がいつくしみ、育て、町を彩り、生活を楽しむこと、自然を大切にすること、健康づくりに汗を流すこと、助け合いの心を持つこと、ボランティアに取り組んだり、働く場をつくることなど、表情豊かなまちをつくりあげていく。

町民がいきいきと過ごし、豊かに心が躍動するようなまち「いきいき小都市(こまち)」づくりを進める。

(3) 水郷の里再生の課題

蟹江町の水郷環境の課題は次の通りである。

少なくなった水生動物

かつてカニが生息し、シジミが取れたとは想像できないほど川は汚れ、魚も少なくなっている。水鳥も日光川下流部の干潟には多数生息しているが、それ以外の水辺では、木立や緑が少なく、鳥の姿はほとんど見られない。

伸び放題の雑草

河川・水路の水の流れの少ないところでは、ゴミが水草や藻の間にたまり、ところによっては悪臭を放っている。また、水辺や水路を埋めたところ、水路にふたをしたところ、コンクリート護岸などの一部は雑草が伸び放題になっている。

未整備な環境

川沿い、特に蟹江川下流域沿いには、漁村集落発達の歴史があり、今もその名残が見られるが、これらの地区は道路が狭く、住宅が無秩序に密集している。また、耕作されていない農地沿いの水路は生活排水やゴミで汚れている。さらに、いくつもの河川が町内を南北に、鉄道が2本東西に走り、町内を縦横に分断する形になっており町内交通、商業活動等において大きな阻害要素となっている。

阻害されている景観

伸び放題の雑草などが、河川の景観を阻害し、美しさを損ねている。また、橋や排水機なども老朽化とともにその形や色も水郷の里の計画にそぐわないものもある。

(4) 大切に守り、育みたい水郷環境の資源

次のような水郷環境を将来にわたり保全継承していかなければならない。

水郷の豊かな自然環境

日光川下流部の干潟のヨシ、ガマの群生地、野鳥、水生動物、佐屋川の自然石護岸、西之森北部の素掘りの土手など、昔ながらの自然環境が維持されている場所がある。

美しく豊かな水郷風景

広々とした水辺の風景、それに続く田園風景は安らぎを感じさせてくれる。そして、全国的にもヘラブナ釣りでも有名な佐屋川の釣り場(寄せ場)は、全国からの釣り人を楽しませている。また、今なお残る蟹江川沿いの火の見櫓は、独特の風情をかもし出している。

点在する歴史的遺産

蟹江城跡、吉川英治記念碑、由緒ある神社仏閣など、多くの史跡・歴史的文化財に恵まれ、伝統的行事である“須成まつり”は県の無形文化財に指定されている。

55度の良質な湯が湧き出る蟹江尾張温泉

尾張温泉は、湯谷温泉と並ぶ愛知県内の二大温泉のひとつである。

(5) 水郷の里“蟹江”再生の視点

蟹江町の地域資源である水郷の里を再生するには、次の視点に立って取り組む。

水を治める

水害から住民の生命や財産を守るために、河川改修や農業用排水路改修、また排水ポンプ容量の増強、改修に努め、同時に農業振興を図りながら、遊水機能を持つ水田の保全・回復を目指す。

水の命を知る教育を進める

水のいのち(水の果たす役割の重要性、水辺の大切さ、水の自然環境機能)を知る教育・啓発活動を展開する。

水をきれいにする

住民みんなが協力し、様々な方法を駆使して、河川や水路の浄化を目指す。

水の道を美しくする

ヘドロやゴミの除去、雑草や藻の清掃をひんぱんに実施し、河川や水路の流れる“道”をきれいに維持する。

水のいのちを育む

水の浄化や、野鳥や水生生物の成長を育む上で、重要な役割を果たしているヨシなどの水生植物の保全・再生を図る。

水辺を美しくする

橋、護岸、堤防、水辺に建つ建物、農地等が一体となった水郷の里蟹江にふさわしい美しい景観の形成を目指す。

水に親しむ空間を整備する

水に触れたり水辺を散策できる場所、釣りができる場所など、水と楽しめる空間の整備を図る。

水に親しむ活動を展開する

水と遊び、水を利用したさまざまなイベントや行事を展開するとともに、水に関連する伝統行事や祭の継承・発展を図る。

水郷のイメージ化戦略を展開する

水郷蟹江をPRし、イメージアップを図るため、様々なメディアを活用し全国に向けての情報発信を観光協会とのタイアップや民間活力との協力連携のもとに行う。また、標識、案内板、街路灯などに水郷蟹江らしさを出したデザインを模索し、実施していく。

水郷のイメージを活用した地域経済の再生と活性化

全国には、河川、水路を生かした街づくりに取り組む多くの地方自治体があることを参考に、大都市名古屋に近接しながら、名古屋では味わえない、水のある空間のまちを創造し、現在の温泉と史跡のみならず水郷の里のイメージによる集客と地理的交通条件を活かし地域経済の再生と活性化を図る。

(6) 水郷の里再生の目標

水郷蟹江の風景・風物・風俗を未来に継承する

かつて蟹江には、水郷と呼ぶにふさわしい環境や景観があり、それが蟹江の個性であり、地域特性であった。しかし、高度経済成長による都市化現象は、その水郷・文化・自然の営みを破壊し、消滅させてきた。そのため、今残されている水郷の資源は、蟹江町の貴重な遺産であり、可能な限り保全し修復していかなければならない。

【必要となる支援措置】

212028 まちづくり交付金の創設

230009 良好な景観形成の推進

川とともに生きた時代の知恵を現代によみがえらせる

人々は、水と共存して生活するためのさまざまな工夫を行ってきた。かつて、農繁前期に行われた「川さらい」といった共同作業もそのひとつである。また「溜め屋」と呼ばれる小さな池のようなものを各家庭が設け、生活雑排水が川に直接流れないような工夫をしていた。こうした先人の知恵を学び、形を変えて現代に活かしてこそ、水郷蟹江の地域特性がよみがえる。

【必要となる支援措置】

212030 河川占用における「包括占用制度活用ガイドライン」の策定等

212031 「水辺の自由使用ガイドライン」の策定

水と人間の新しい関係を創造する

様々な川や水路の個性を生かした親水空間や河川景観を創造しつつ、河川の浄化を進め、あわせて人々が水と遊べるような機会を作って、水の持つ機能や役割の大切さを理解し、水との関係を現代的に創造していく必要がある。このことが蟹江の水郷文化の再認識につながる。

【必要となる支援措置】

212016 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実

230007 案内標識に関するガイドラインの策定

5. 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済波及効果

通勤・通学の動きや買い物客の動きを見ると、交通・通信網が進展したことなどにより周辺の市町村との行き来が多くなり、本町の町民のみならず周辺地域との生活圏がますます広がっていることから、町民の生活圏の広がりに対応して、行き来しやすい環境づくりをこの10年間に進める。

また、蟹江町において、河川、水路にわたる親水空間・護岸の整備、町外、県外からの観光交流を誘導するための橋などの整備をするとともに、旧来の狭い道路などの拡張・整備や町内に3つある駅前整備などを積極的に行うことにより集客力を高め、大都市住民や県外からの訪問者との交流の場に活用することにより、今までの温泉、史跡等による観光交流以外の新たな観光交流を展開することができる。

尾張温泉郷への宿泊者、来場者や佐屋川における釣り客等年間で約26万人の観光入込客数に対し、最近の横ばい状況からの脱却を図る。

また、名古屋から鉄道で10分という地の利を活かして平成22年までに定住人口4万人（平成16年10月1日現在36,709人）を目指す。

6. 講じようとする支援措置の番号及び名称

212016（国土交通省）

「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実

212028（国土交通省）

まちづくり交付金の創設

212030（国土交通省）

河川占用における「包括占用制度活用ガイドライン」の策定等

212031（国土交通省）

「水辺の自由使用ガイドライン」の策定

230007（国土交通省）

案内標識に関するガイドラインの策定

230009（国土交通省）

良好な景観形成の推進

7. 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

菖舟会と花しょうぶ祭り

佐屋川は伊勢湾台風以降、次第に川面も汚れ周囲に悪臭が漂うようになった。このため 1986 年、若い商工会経営者が集まって、「菖舟（しょうしゅう）会」を立ち上げた。

菖舟の「菖」は菖蒲（しょうぶ）の菖で、かつて川のほとりに自生していた花菖蒲を箱舟に植えて、広く「川がきれいであるように」と訴え、潤いのある町づくりを目指そうとした。1990 年からは、毎年 6 月に「花しょうぶ祭」を開催。現在は、広く町内の歴史、史跡にも目を向け、町民に蟹江の良さの再発見と町内経済の活性化を促すため「花しょうぶ祭りスタンプラリー」として実施している。

蟹江川をきれいにする会

一方、1990 年には町民有志が「蟹江川をきれいにする会」を結成した。

水質に詳しい岐阜薬科大学講師（当時）で住民の宇佐美久良さんを会長に選び、まずは蟹江川の浄化に取り組んだ。合言葉は、「よみがえれ、水郷のふるさと」である。

今では毎年 5 月と 10 月に行う蟹江川清掃に 300 人以上が集まるようになり、婦人会をはじめ勤労員福祉会、各町内会、商工会、各種団体などが参加し、また、小中学生も環境教育の一環として積極的に参加している。

婦人会を中心にした年 3 回の「河川パトロール」も実施されている。自転車にのぼりを立てて、数十人が蟹江川の沿岸を回り、「ゴミを捨てないで」と呼びかけている。また、蟹江川の堤防をプランターに植えた花で飾ったりし環境美化に取り組んでいる。

憩いの佐屋川創郷公園

役場庁舎に近い佐屋川河畔に「佐屋川創郷（そうごう）公園」がある。「水郷の里再生計画」のシンボリックな存在として 1996 年に設置された。

イベント広場を中心にモニュメント、展望台などが配され、町民の新しい憩いのスポットである。夏まつりの納涼フェスティバルでは、夜店が並び、盆踊りや花火大会などでにぎわう。

8. その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 日光川ウォーターパーク整備事業

本町では、これまで、体育館、グラウンド等のスポーツレクリエーション施設や公園の整備を行ってきたが、町民が一度に多数利用できる総合的な施設がなかった。そこで、「多目的な機能を持つ公園の環境整備及び管理水準を高め、誰もが楽しめる魅力ある公園を創出し、また気軽にスポーツを楽しむことができ、世代間のコミュニケーションを図り、併せて健康づくりの手段として、生涯スポーツの盛んなまちづくりを目指す」（蟹江町第 3 次総合計画）こととしている。これを実現し、住民のレクリエーション活動の場の確保、生活環境の整備保全、都市の安全性の向上及び良好な都市景観の形成を図るため、平成 18 年度までに本町の西部に位置し佐屋町と隣接する銭袋地区の 10.9 ヘクタールにおいて、野球グラウンド 1 面、ソフトボールグラウンド 2 面を整備することとしている。

(2) 蟹江川水辺スポット整備事業

愛知県の地盤沈下対策河川事業に伴い、蟹江川沿いの環境整備を行い、自然と触れ合える場の創造を行い、地域の子もたちが遊びながら蟹江川の持つおおらかでダイナミックな自然環境を肌で感じ、学び、意識するとともに自然環境の大切さ、地域と蟹江川とのつながりが深い歴史に関心を示すような場を提供することを推進するため、平成20年度までに蟹江川改修工事及び道路の環境整備を行う。

(3) 源氏泉緑地整備事業

源氏泉緑地の敷地は、各区画整理事業で確保した用地であり、暫定的に埋め立てた土地であるが、佐屋川と隣接し、侵食されてきたため、平成19年度までに河川の親水性を強調した護岸整備を行うことにより、公園機能充実させ、住民の憩いの場とすることとしている。

(4) 佐屋川護岸整備事業

佐屋川沿いは、農業振興地域内の日常生活及び農業生産の全般にわたり、一体性を有する基礎集落圏であることから、生活環境施設を整備するとともに水害を防止する必要性があり、平成25年度までに築堤(盛土)工事を実施することとしている。

(5) 観光宣伝事業

観光の活性化は、多くの人々が集まってくる魅力を備えていることが必要であるとともに新しい観光のあり方、マスコミによる宣伝の強化なども必要である。本町は、天然温泉と恵まれた水郷景観を有しており、これらの資源を有効に活用した観光施策は、町の活性化、さらには人々の心の豊かさを育む重要な要素である。そのため、観光協会の強化充実を図るとともに内外への宣伝強化に努め、また既存の観光施設の整備・充実に努める。

観光協会の強化充実

- ・観光パンフレット・マスコミ等の利用による宣伝
- ・観光資源の活用
- ・各種事業協賛(須成祭り、花しょうぶ祭り、桜まつり)
- ・温泉通り線桜ライトアップ
- ・温泉通り線力士足形ライトアップ及び足形追加設置事業
- ・温泉通り線イルミネーション
- ・観光アーチ・観光街路灯の維持管理補修

観光協会の強化充実を図ることにより、観光協会が実施する各種事業を通じての蟹江町の観光資源の活用、観光宣伝を積極的に推進し、また既存の観光施設の整備充実により観光面でのインフラ整備を図ることによって蟹江町の観光、さらには町としてのイメージアップを図るとともに町経済の再生と活性化につながる事ができる。

観光案内ボランティア等の創設

- ・蟹江歴史文化夢案内人事業

(6) 地域再生の担い手の育成

蟹江川をきれいにする会のほか育ちつつある民間の地域まちづくり組織を育成することにより民間活力を活かしつつ蟹江町の活性化を図る。

(7) 地域経済の再生と継続

地域経済の観点からも温泉、水郷などは当町固有の観光資源として今まで集客、経済の活性化の一助とすべく活用してきた。また当町は飲食店等も多く、商工業者の数も郡内では多い方に属する。かかる状況から当町では、商工業者対象の愛知県の制度貸付資金に対する利子補給補助という形での町独自の商工業への金融面でのセーフティネット対策を実施している。

(8) 地域のバリアフリー化

温泉通り線をはじめとする歩道のバリアフリー化を図ることにより、徒歩による観光客、買い物客、高齢者についても回遊性が向上し行き来しやすい環境づくりを平成13年度より順次実施中。

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

212016 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実

2 当該支援措置を受けようとする者

蟹江町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

文豪吉川英治が「東海の潮来」と讃えたように、いくつもの河川が集まり、さまざまな風情を醸し出している本町の特性を生かし、人々が今の生活に調和するような水郷環境の再生を図る。

町内の河川や水路などの水質改善、自然の再生やビオトープづくり、公園や散策ルートづくりをはじめ、環境教育、環境にやさしいライフスタイルの啓発、環境商品の普及、観光客への水郷環境のアピールなどを総合的に取り組んでいく。

このような活動を展開するとともに、都市部に向けて情報発信を実施し、都市部住民の来訪を促進するため、ボランティア活動による観光案内などを展開できるよう人材の育成を進め、国の支援処置である「観光地づくりデータベース」の情報提供を活用することにより、観光協会の強化・充実、観光資源の活用、観光宣伝などの取り組みを進めていくこととする。

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

212028 まちづくり交付金の創設

2 当該支援措置を受けようとする者

蟹江町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本町今駅北地区は、町の北の玄関口であるＪＲ蟹江駅北側に位置し、地理的好条件に恵まれているが、地区の大半が農地として利用され、居住環境の面から基盤整備が遅れている。

そこで、まちづくり交付金を活用することによって豊かで快適に暮らすことができるまちづくりをコンセプトに、人口定着・交流機能の強化による均衡のとれた地域振興を目指して都市基盤整備事業（区画整理）と併合して下水道事業を展開し、同時に潤いのある居住空間を創造する街区公園整備を総合的に捉えることにより、質の高いまちづくりを実現する。

事業は、平成 14 年度に開始されているが、今後平成 18 年度完了を目指して計画的に推進していく。

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

212030 河川占用における「包括占用制度活用ガイドライン」の策定等

2 当該支援措置を受けようとする者

蟹江町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

河川における安全な空間を有効に活用し、水に親しめる町民の憩いの場、レクリエーションの場として多目的に提供することを考える。

河川空間を活用した、四季折々を楽しむイベントの開催などの機会を提供することで、大人から子どもまで幅広く楽しめる空間をめざす。

平成 16 年度中に配布制定される「包括占用制度活用ガイドライン」を活用することにより、水上空間の有効活用を考える。また、蟹江町内域はもとより町外から訪れる交流人口の拡大に努め、まちの活性化につなげていく。

(1) 日光川ウォーターパークの形成

親水をテーマとした、水と花と緑の町民が憩える広場や子どもたちが水遊びのできる広場を進める。

野球などができるスポーツ広場づくりを進める。

(2) 各種イベントへの支援

例年開催しているイベントなどへの支援、市民が主体の各種イベントの開催への支援などにより民間活力の育成と振興を図りつつ、内外の交流を深める。

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

212031 「水辺の自由使用ガイドライン」の策定

2 当該支援措置を受けようとする者

蟹江町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

蟹江町において、佐屋川、蟹江川、日光川河畔において、日常性にも非日常性にも富んだ幅広い利用を展開して、次のような親水性を生かしたイベントを展開していく。

- ・ 新旧住民が集うことのできる祭りや町内外からの観光交流を視野に入れたコンサートなど季節感のあるイベント
- ・ 河川の伝統や文化に由来するイベント
- ・ 演劇の舞台等、これまでに経験のない空間での新たなイベント
- ・ (地元区などの協力を得て)祭り、フリーマーケット、大道芸等の多様で組織的なイベント

平成16年度中に配布されるガイドラインにより河川敷地の自由使用の事例を参考にすることで、より円滑な事業実施が可能となる。

これにより、創意工夫による河川の活用が図られ、本町の目指す「水郷の里の再生」の推進が図られる。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

230007 案内標識に関するガイドラインの策定

2 当該支援措置を受けようとする者

蟹江町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

名古屋市に隣接する蟹江町の地域特性を活用し、都市住民の来訪に対応するとともに、2005年愛知万博の開催に伴う外国人の来訪にも対応するため、景観への配慮方策や外国語表記方法等のルール化が望ましい事項についてまとめられた「観光活性化標識ガイドライン」に基づき、町内の拠点の案内標識等の整備を進める。

- ・ 観光客への確かな情報を与え、目的地へ確実な誘導を行うために案内・誘導の一定の規則性を持ったシステムを整備する。
- ・ 道路標識との役割分担・連続性を考慮したシステムとする。
- ・ 設置場所・設置目的等により分類されたデザインとし、地域の特性を表現する。
- ・ 国際観光の振興を踏まえて、外国人にも分かりやすいデザインとする。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

230009 良好な景観形成の推進

2 当該支援措置を受けようとする者

蟹江町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

水郷の里蟹江にふさわしい護岸整備や、水辺の植栽、建物の景観向上を進める。並木道の整備や樹木の植栽、花壇づくり、フラワーポットの設置により河川や水路沿いの修景を進めることにより季節感を豊かにするとともに、住民参加による地域づくりを進める。

町内に残る水辺とともに広がる水田風景、火見櫓、神社、大木などの景観要素を保存し、また、これらを活用した修景空間との調和に努める。

また、橋や水門、樋門や水辺と調和した建物を保存するほか、新規に整備・設置する場合にはデザインを景観になじむものとするよう努めるとともに河川改修等の際は景観法に考慮した形をコンセプトに住民の憩いの場所となるような地域の形成に努めていくこととする。

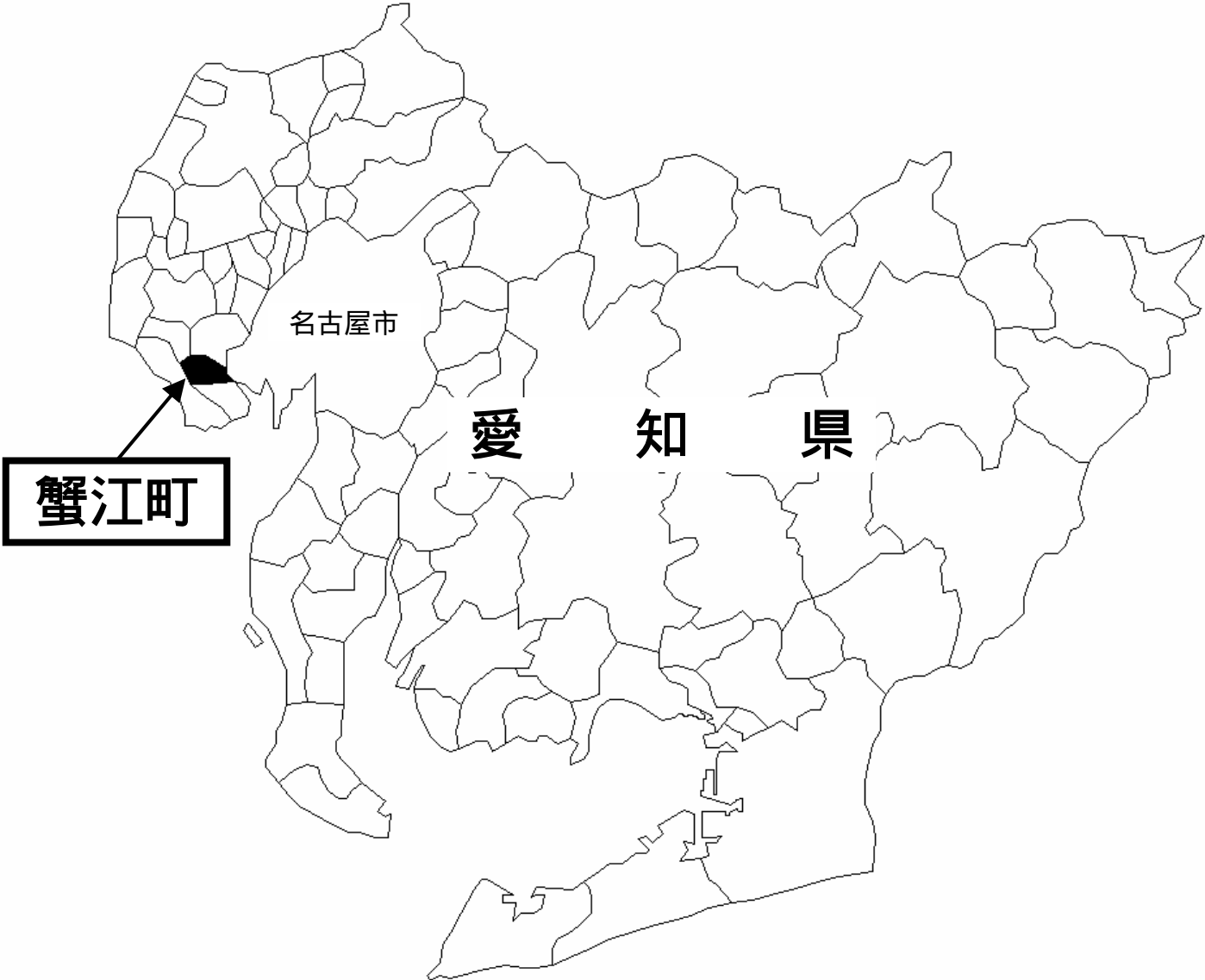
水郷の里“蟹江”再生計画工程表

目 標	支援措置	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
水郷蟹江の風景・風物・風俗を未来に継承する	212028 まちづくり交付金の創設		J R蟹江駅北口地区の整備			
	230009 良好な景観形成の推進		景観形成検討	施策実施		
川とともに生きた時代の知恵を現代によみがえらせる	212030 河川占用における「包括占用制度活用ガイドライン」の策定等		河川活用方策検討	施策実施		
	212031 「水辺の自由使用ガイドライン」の策定		水辺活用方策検討	施策実施		
水と人間の新しい関係を創造する	212016 「一地域一観光」を推進する「ひと」情報」の充実		広域観光検討	施策実施		
	230007 案内標識に関するガイドラインの策定		案内標識の検討	施策実施		

水郷の里“蟹江”再生計画工程表の説明

目 標	支援措置	説 明
水郷蟹江の風景・風物・ 風俗を未来に継承する	212028 まちづくり交付金の創設	平成14年度から継続しているJR蟹江駅北口地区の整備を推進し、平成18年度までに整備する。
	230009 良好な景観形成の推進	平成16年度及び17年度において、蟹江町内の河川・水路の親水空間（水辺）を活用した景観形成の方策を検討し、平成18年度から事業を展開する。
川とともに生きた時代の 知恵を現代によみがえら せる	212030 河川占用における「包括占 用制度活用ガイドライン」 の策定等	平成16年度及び17年度において、日光川を中心とする蟹江町内の河川の有効活用の方策を検討し、平成18年度から事業を展開する。
	212031 「水辺の自由使用ガイドラ イン」の策定	平成16年度及び17年度において、日光川を中心とする蟹江町内の河川・水路の親水空間（水辺）の有効活用の方策を検討し、平成18年度から事業を展開する。
水と人間の新しい関係を 創造する	212016 「一地域一観光」を推進す る「ひと」「情報」の充実	平成16(2004)年度において、蟹江町における観光事業の展開を図るため、「一地域一観光」の方針に沿って、人材育成と情報提供の具体的方策を検討する。
	230007 案内標識に関するガイドラ インの策定	平成16年度において、蟹江町への観光客の受入れ方策を検討し、平成17年度において愛知万博の開催に合わせて、町内の主要地点の案内標識を整備する。

水郷の里“蟹江”再生計画の区域



水郷の里“蟹江”再生計画の概要

水郷の里蟹江の資産

- 水郷の豊かな自然環境
- 豊かな水郷風景
- 緑豊かな田園風景・家並み
- 点在する歴史的遺産
- 良質な湯の尾張温泉

水郷の里再生の視点

- 水を治める
- 水の命を知る教育を進める
- 水をきれいにする
- 水の道を美しくする
- 水のいのちを育む
- 水辺を美しくする
- 親水空間を整備する
- 水に親しむ活動を展開する
- 水郷のイメージを進める
- 水郷のイメージを活用した地域経済の再生と活性化

水郷の里再生の目標

- 水郷蟹江の風景・風物・風俗を未来に継承する
 - まちづくり交付金の創設
 - 良好な景観形成の推進
- 川とともに生きた時代の知恵を現代によみがえらせる
 - 河川占用における「包括占用制度活用ガイドライン」の策定等
 - 「水辺の自由使用ガイドライン」の策定
- 水と人間の新しい関係を創造する
 - 「一地域一観光」を推進する
 - 「ひと」「情報」の充実
 - 案内標識に関するガイドラインの策定

水郷の里蟹江の再生



都市化による水辺の問題点

- 少なくなった水生生物
- 延び放題の雑草
- 未整備な環境
- 阻害されている景観



整備された親水空間のイメージ